

善通寺俘虜收容所月報抜萃（昭和十九年十一月）

イ、獸、魚、鳥、肉は依然配給圓滑ならさるも疏米類は本月中旬以來逐次其の出廻りも軌道に乗りたるもの、如く何寺民需を壓迫することなく合法的なる調辨を爲しつゝ、ありて各所共に一日一人約六〇〇瓦以上を給し得る状態にあり加ふるに今回俘虜報局の斡旋に依り赤十字救恤食料品の寄贈を受けたるを以て副食物に關しては當分樂觀し得る状態となれり

ロ、曩に發せられし昭和十九年八月二十二日附善即經衣第二二七一號「主食代用大豆等の補給中止に關する件通牒」に依り爾來主食代用として大豆の配給は途絶し、本分所に於ては在庫品を以て之か補充を爲しつゝ、ありしか本月に入るや之も全く佛此し現在稟、高粱、綠豆、小豆及季節柄甘藷を主食代用として定量を確保しつゝ、あり、尙紛末給與の見地より俵白を調辨し之か趣旨に副はしむべく準備せり

ハ、本所に於ける收容俘虜の大部を占むる俘虜將校の糧食給與に關しては將校俘虜自給勞務の強化を圖り又俘虜炊事班に俘虜主計將校を參加せしめ之をして獻立表を立案せしむる等俘虜將校の創意工夫を奨



校に勵するの外「特別治病食（主食量五七〇瓦）に對し支給しつゝあり  
にして特に衰弱甚しきもの（現在約十名）に對し支給しつゝあり



文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分横井孝治ハ俘虜情報局調査課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル善通寺俘虜收容所月報抜萃(昭和十九年十一月)ト題スル書類ハ日本政府(俘虜情報局)ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月十八日    於東京

横井孝治

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人數 馬伊三郎